

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和6年7月16日

全国健康保険協会愛媛支部
支部長 逸見 雅一

1 調達内容

- (1) 調達件名
封筒作成業務委託（令和6年度「健康つうしんぼ」送付用）
- (2) 調達数量及び業務内容
仕様書による
- (3) 履行期限
令和6年8月23日（金）
- (4) 見積競争方法
見積金額は総価とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。落札決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって落札判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3 見積書等の提出場所等

- (1) 見積書等の提出先及び仕様書配布場所
〒790-8546 松山市千舟町4-6-3 アヴァンサ千舟1階
全国健康保険協会愛媛支部 企画総務グループ担当 山岡
電話 089-947-2100 FAX 089-947-2133
ガイダンスが流れましたら「4」を押下ください。
- (2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先
〒790-8546 松山市千舟町4-6-3 アヴァンサ千舟1階
全国健康保険協会愛媛支部 保健グループ担当 藤田
電話 089-947-2100 FAX 089-947-2133
ガイダンスが流れましたら「2」を押下ください。

4 必要書類の提出期限等

- (1) 提出場所 3 (1)に同じ。
- (2) 提出期限 令和6年7月25日（木） 17時00分

5 その他

- (1) 提出物
見積書（原本）
- (2) 見積書には、納品までに要する全ての費用を見積もること。
- (3) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会愛媛支部宛て提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (4) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (5) 受託者については別途連絡することとする。
- (6) 契約保証金：免除
- (7) 請書の作成要否：要
- (8) 手続きにおける交渉の有無：無
- (9) 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金：全額免除とする。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。